

二 高等教育機関の現状と振興

(一) 国立大学

① 国立大学の役割と現状

我が国の大学制度は、国公立大学が、それぞれの設置形態のもとで役割を分担しつつ、教育研究水準の向上と、全体としての多様かつ特色ある発展を遂げてきた。

このうち国立大学は、①我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うこと②学問分野のバランスのとれた人材養成に大きな役割を果たすこと③地域間のバランスのとれた配置により、地域の活性化や学生の進学機会の確保に貢献することなど、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と調和のとれた発展に大きな役割を担っている。

また、教育研究の一層の発展という観点から、国立大学

の再編・統合が、各大学間の自主的な検討を踏まえて行われている。この結果、国立大学は平成一四年四月には一〇一大学存在したが、これまで一四組二九大学が統合し、現在八六大学となっている。

② 国立大学の法人化の意義

国立大学及び大学共同利用機関は、平成一五年七月に公布された国立大学法人法により平成一六年四月に法人化され、八九の国立大学法人と四の大学共同利用機関法人（人間文化研究機構等）が発足した。

これまでの国立大学は、国の機関として位置づけられており、国の予算制度や国家公務員法制の下で、教育研究の柔軟な展開に制約があった。国立大学の法人化は、国立大学を国の組織の枠組みから外すことにより、自主性・自律性を拡大し、より競争的な環境の下で、教育研究の高度化

や個性豊かな魅力ある大学づくりに取り組み、国民や社会の期待にこたえてその役割を一層しっかりと果たすことを目的とするものである。

国立大学法人制度の特徴として、次のようなものがあげられる。

i 「大学」ごとに法人化し、自主的な大学運営を確保
責任ある経営体制の確立

・学外理事を含む役員会を設置し、学長中心の経営体制を確立

iii 「学外者の参画」による運営システムを制度化

・理事や経営協議会委員として、学外有識者が経営に直接参画

iv 国家公務員法体系にとらわれない弾力的な人事システムへの移行

・教職員の雇用形態や給与体系・勤務時間体系等の弾力化

v 評価による事後チェック方式へ移行

・国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画の達成状況についての評価を実施

③国立大学法人における改革の推進状況

法人化後五年を経た現在、各国立大学法人においては、法人化のメリットを活かし、それぞれの理念・特色に応じた、経営体制の確立、教育・研究の活性化、産学連携・地域貢献の促進、学生支援の充実等、様々な取組が積極的になされており、今後の展開が期待される。各国立大学法人のこれまでの取組事例については以下のとおり。

i 教育・研究機能の強化

○大学の自主判断による特色ある研究組織の設置（金融界と連携して「金融研究センター」を設置【東京大学】）

○学生、卒業生、就職先等による教育効果の検証【秋田大学等】

○授業評価の低い教員を中心に役員が授業参観【北見工業大学】

○大学の経営戦略に基づく重点的な研究拠点形成（食の安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究【帯広畜産大学】・学長裁量により5つの戦略的研究拠点を（QIARS）を設置【九州大学】等）

○地域の特色を活かした独創的教育研究の推進（地元金

型工業等との連携のもと、大学院工学研究科に金型・
 鑄造工学専攻を開設し、実践的な教育研究を展開【岩
 手大学】等）

ii 地域再生への貢献、産学連携の促進

- 県庁や企業の専門家を専任教員に招聘し、地域貢献、
 産学連携のための組織を設置【広島大学】
- 国立大学と企業との包括的な連携を推進【九州大学、
 京都大学、九州大学等】
- 研究成果の組織的・効果的社会還元のため、TLOに
 出資【新潟大学、東京大学】

iii 学長中心の戦略的経営・非公務員化による弾力的な人
 事システム

- 学長直属の経営戦略部署を設置し、学長補佐体制を強
 化【北海道大学等】
- 学長裁量経費により、学長主導の重要施策に資源を重
 点配分【東京工業大学等】
- 海外のノーベル賞級の研究者を特別な給与で登用【東
 北大学】
- 教員の一部に年俸制を導入【北陸先端科学技術大学院

大学等】

- 新規採用の全教員に任期制を導入【北見工業大学】
- 教員の研究支援のためのサバティカル制度を導入【お
 茶の水女子大学等】

iv 学生サービス・支援の充実

- 就職相談室に元企業人事担当者を配置【京都工芸繊維
 大学等】
- 成績優秀者等に対する大学独自の奨学金や授業料免除
 制度【徳島大学、山口大学等】

④第二期中期目標期間に向けて

国立大学法人は、文部科学大臣が策定する六年間の中期
 目標と、それに基づき各法人が作成する中期計画に沿って
 業務の運営を行っているが、法人化後の第一期の中期目標
 期間は平成二一年度に終了し、二二年度より第二期が始ま
 る。

i 運営費交付金の配分方法の見直しについて

第二期に向けた運営費交付金の配分方法の見直しについ

ては、昨年四月に基本的な方向性を示し、それに基づき現在検討しているところである。

具体的には、

○第一期の評価結果に基づき配分し、評価に連動する経費の導入

○各大学の特性・状況に配慮し、大学の機能別分化に資するよう、現行の特別教育研究経費（運営費交付金）のうち、各大学の個性や特色に応じた取組を重点的に支援するための経費）の見直し

○各大学の特性・状況に配慮し、大学の規模や財務構造に着目した「効率化係数」の設定

○附属病院に一律に経営努力を求める「経営改善係数」の見直し

等について、検討を進めており、三月末には第二期における運営費交付金算定ルール「大枠」を示す予定である。

ii 組織及び業務全般の見直しについて

中期目標期間終了時には、文部科学大臣が各国立大学法人の組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている（国立大学法人法第三五条において準用する独立行政法人通則法第三五条）。

これを踏まえ、文部科学大臣は各法人に対して、第二期中期目標等に盛り込むべき内容を「見直し内容」として示し、各法人が作成する中期目標や中期計画の素案への反映状況等を確認した上で、中期目標の提示及び中期計画の認可を行うことを予定している。

「見直し内容」については、国立大学法人評価委員会が取りまとめた報告（国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しの視点）を踏まえ、六月を目途に各法人に示す予定である。その具体的な内容は現在検討中であるが、「視点」において指摘されている大学院博士（後期）課程、法科大学院、教員養成系学部等の入学定員や組織等の見直しのほか、教育研究等の質の向上や業務運営の改善・効率化等に資する業務全般の見直しを求めることとしている。

（二）公立大学

①公立大学の役割と現状

公立大学は、地方公共団体により、地方財政という公的資金を基盤として設置・管理するという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的

に体现するという役割を担っている。

また、公立大学を運営することで、各地方公共団体が高等教育に主体的に取り組み、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。今後とも、公立大学が各大学の設置目的に添って、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国際社会へ貢献することが期待されている。

なお、大学数は平成二〇年四月一日現在で七五大学（学生募集停止中の大学を除く）である。近年、各種ニーズに応じた大学が新設される一方で、再編・統合も進んでおり、平成一六年度以降、これまでに六組一七大学が再編・統合され、平成二一年四月には一組二大学が統合され、平成二一年度では七八大学になる予定で、国公私立大学（短期大学を除く。）に占める割合は一〇%超、学生の割合は五%弱になっている。

②公立大学の法人化

平成一六年四月に、「地方独立行政法人法」が施行され、公立大学も、設置者である地方公共団体の判断により公立

大学法人とすることが可能となっている。

公立大学法人制度は、国立大学法人の制度設計にならないつつ、一法人で複数大学・短期大学を設置することなど、地方公共団体の裁量による法人の組織運営が可能である。平成二〇年度までに三七法人が設立され、平成二一年度には新たに八法人が設立される予定となっている。この結果、二一年度全七八大学、二一年短期大学のうち、四六大学（五九%）八短期大学（二八・一%）が法人化することになる。

なお、平成一九年度における法人経営、教育研究、地域貢献など幅広い観点からの各法人の取組状況、及び法人評価結果等についてのアンケート調査（三三法人及び一七の地方公共団体）結果を、「公立大学の法人化による特色ある取組」として文部科学省HP等に公表している。

（三）私立大学

①私立学校の役割と現状

私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約七五%、高等学校で約三〇%、幼稚園で約八〇%を占めており、私立学校は我が国の学校教育の発展に大きく貢

献している。また、グローバル化する知識基盤社会・学習社会の中で、各私立学校には、多様化する国民のニーズ（需要）に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開している。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割を果たしている。

このため、文部科学省は、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため振興方策を講じ、その一層の充実に努めている。

一方で、少子化の進行等の社会経済の変化により、個々の私立学校においては、定員の充足が困難になるなど、経営環境が一層厳しさを増すことが予想される。そのような中、各学校法人においては、それぞれの自助努力により、経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行い、国民の要請にこたえる個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されている。

②私立学校への財政措置

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助成を行っている。

1 私立大学等に対する助成

私立大学等の経常費に対する補助（平成二一年度。以下同様。）については、対前年度三〇億八六〇〇万円減の総額三二一七億八二〇〇万円である。このうち「一般補助」は二一五億六八〇〇万円、「特別補助」は一〇二億一四〇〇万円であり、「特別補助」では、教育の質の向上、地域活性化への貢献、国際化の推進、学生の就学・就職支援等の取組を重点的に支援するとして、新たなメニューの新設や該当する項目への増額を行っている。

2 私立高等学校等に対する助成

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助について

は、教育振興基本計画を踏まえた特色ある教育を行う学校に助成を行う都道府県に対して前年度同額の1〇〇三億五〇〇〇万円を計上している。

3 私立学校の施設・設備に関する助成

私立大学等における教育研究装置・施設の整備費に対する補助については、九二億六八〇〇万円（対前年度一二億九〇〇〇万円減）となっている。特に、私立学校施設の耐震化を促進するため、大規模地震により倒壊する危険性が高い施設に対して私立高校等の耐震改修事業の補助率を引き上げる（三分の一↓二分の一）とともに、低炭素社会の実現に向けた施設設備に対して支援する「エコキャンパス推進事業」を創設する。さらに、私立大学等の情報化を一層推進するため、「情報通信施設」（既存施設のマルチメディア対応施設への改造）及び「情報通信装置」（学内LAN等）が「ICT活用推進事業」に統合される。

私立学校施設高度化推進事業費補助（利子助成）については、私立学校施設の耐震化を一層促進するため、平成二一年度及び平成二二年度に融資を受ける老朽校舎等の建替え整備事業について、利子助成率を引き上げ、学校法人負

担率を現行より〇・五%ずつ優遇する。

4 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の老朽校舎等の建て替え整備事業を含む学校法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円の貸付を計画している。

③私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされている。また、収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用される。

他方、学校法人への寄附者については、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附の場合、個人寄付については、総所得の四〇%から五〇〇〇円を除いた額について寄附金控除が認められている。一方、企業等からの特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附について

は、損金算入限度額が、資本金×0.二五%+当該年度所得×三.七五%とされている。また、企業等の法人からの寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄附金で、私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの（受配者指定寄附金）については、寄附金全額を損金算入することが認められているところである。

各学校法人が、これらの税制上の特例措置等を積極的に活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に努めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展することが期待される。

④ 経営困難校への対応

少子化など社会情勢の変化に伴い、私立学校をめぐる経営環境は厳しさを増しており、例えば平成二〇年度に入学生員を充足していない私立学校は、大学で五割弱、短期大学で七割弱となり、大学・短期大学ともに前年度より増加している。

このような状況を踏まえ、文部科学省では平成一七年五月に、「私学の自主性の尊重」と「学生の就学機会の確保」を基本とした『経営困難な学校法人への対応方針について』

をとりまとめ、この方針に基づき、指導・助言等を通じて、経営に関する支援体制の充実を図っている。また、平成一九年八月には、日本私立学校振興・共済事業団が『私立学校の経営革新と経営困難への対応』を公表しており、この中で、「定量的な経営判断指標」が提示されている。この「定量的な経営判断指標」は、各学校法人が経営状況を自己分析し、経営悪化の兆候を早期発見することを目的とするものであり、これらを効果的に活用し、学校法人の自主的な経営改善に役立ててもらおうよう促している。

厳しい環境の中で、各私立学校は変化する社会のニーズを捉え、教育・研究の質の向上に努めるとともに、それを支える経営基盤の強化を図ることが重要であり、経営困難な状況に陥らないよう不断の改善努力が期待される。

⑤ 学校法人の資産運用について

一般に学校法人がどのような方法で資産運用を行うかについては、寄附行為等に従い、自らの責任において決定するものであるが、現下の国際金融情勢等を受け、各学校法人に対し、資産運用に関して注意喚起する観点から、学校法人運営調査委員会が「学校法人の資産運用について」（意

見)を取りまとめた。

この意見を踏まえ、平成二一年一月六日、文部科学省から大臣所轄各学校法人に対して通知を發出し、資産運用に係る現状の再点検、必要な規程の整備等に努めるよう、注意喚起を図っている。

(四) 高等専門学校

高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、実験・実習を重視した五年一貫の専門的・実践的な技術教育を行うことを特徴とする高等教育機関である。昭和三七年の創設以来、社会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、ものづくりの現場を支え、かつ、新しい技術を創造し、発展させる人材を養成する機関として、大きな役割を果たしている。

工業の分野を中心に、平成二〇年四月現在、国立五五校、公立六校、私立三校の計六四校が設置されているが、その教育成果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均求人倍率は二〇倍前後であり、例年一〇〇%近い就職率となっている。

また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や大学三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成二〇年三月の高等専門学校卒業者のうち約四二%に当たる四三一六人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学をはじめとする国公私立大学等に進学している。

近年、一五歳人口の減少、理科への関心の薄れ、高等教育のユニバーサル化等、高等専門学校を巡る状況が大きく変化しているが、熾烈な国際競争の中で科学技術創造立国を実現する観点から、高等専門学校の一層の充実・強化を図ることが重要となっている。

このことを踏まえ、中央教育審議会において、社会経済環境の変化に対応した国公私を通じた高等専門学校の振興を図るための方策を検討し、平成二〇年一二月に答申「高等専門学校教育の充実について―ものづくり技術力の継続・発展とイノベーションの創出について―」がとりまとめられた。

答申では、高等専門学校の教育の充実の方向性として、

①中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践力・創造的技術者の養成へ重点を移すこと、②多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置づけを明確にすること、③産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する人材を輩出すること、の3つの基本的考え方を示している。その上で具体的方策として、例えば、地域の産業界等との幅広い連携の促進、教育基盤の強化として、教員確保や施設・整備の更新・高度化、財政支援の充実等、新分野への展開や専攻科の充実、などの提言を行っている。

(五) 専修学校

① 専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、昭和五十一年に制度が発足して以来、着実に発展してきており、平成二〇年度においては、学校数は三四〇一校、生徒数は約六六万人に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等学校卒業者等を入学資格とする専門課程(専門学校)、中

学校卒業者等を入学資格とする高等課程(高等専修学校)及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれている。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、平成二〇年度では、一五・三%(大学四五・九%、短大六・五%)、また在学生数は約五八万人に及んでおり、高等教育機関としての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしている。

② 専修学校教育の振興のための制度改正

このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様々な制度改正が行われている。

平成七年一月には、専門学校における学習成果を適切に評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時間数が一七〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校の修了者に対して「専門士」の称号を付与できる制度が創設された。

また、平成一一年度からは、修業年限が二年以上で総授業時間数が一七〇〇時間以上の専門学校の修了者は、大学への編入学が可能となっている。平成二〇年度には二六三

七人が大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られている。

さらに、専門学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、修業年限が四年以上で総授業時間数が三四〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校修了者に対し、「高度専門士」の称号及び大学院への入学資格を付与することのできる制度が、平成一七年九月に創設された。平成二一年二月現在、二七四校四一九学科が認められている。

③ 専修学校関係予算

予算面に関しては、専修学校における社会人等の学び直しの機会の充実を図るため、「専修学校を活用した就業能力向上支援事業」を新たに実施し、若者の早期離職者やフリーター・ニート、定年退職を控えた中高年、子育て等により仕事を中断した女性等の再就職支援のための学習機会の提供を行うこととしている。

また、専修学校と地域産業界が連携して今後増加が見込まれる留学生の就職や地域への定着を促進する「専修学校留学生総合支援プラン」を実施するとともに、引き続き専修学校の機能を活用して、高等学校と連携した高校生に対

する多種多様な体験の機会を提供する「専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン」や「専修学校教育重点支援プラン」などの事業を推進していくことにより、専修学校の教育内容等の充実を図ることとしている。

このほか、専門学校に対する大型教育装置・情報処理関係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。